

第四章 資料の活用方法（手引き形式の活用方法）

前章までの検討で、観光振興に資する公園緑地の魅力向上に資する要件を整理してきた。実際に、公園緑地の事例において、観光上の観点から公園の魅力を上向きさせようとする場合には、基本的には前章に掲げた要件のうちで該当するもの全てに留意して検討することが望ましい。特に、要件の設定検討の過程で、要件1から要件4がより重要であることが認識されたので、本資料は第一章から順に読み進めていくことが推奨される。また、本資料には国内外の代表的な公園事例の情報も掲載しているので、有益な情報を得るという意味においても、順を追って読み進めていただくことを推奨したい。

しかしながら、既に公園緑地が供用中であり、特有の課題を解決するために改修等を行うようなケースにおいては、必ずしも本資料で掲げた全ての要件があてはまるわけではない。例えば、すでにハード面は整っており、ソフト面の改善にて観光客の増加を目指すような場合や、公園全体の改変予定はないものの、個別の公園施設の建て替えが実施される場合などは、該当する要件は限られてくる。このため、本資料が容易に活用できるように、以下のように手引き形式に必要な要件が導きだせるように配慮した。

1. 7つの魅力向上要件の関係性から必要な要件を導く

公園緑地の魅力向上を図る場合に、設定した7つの要件のうち、どの要件に留意すべきかを考える際には、まず、それぞれの要件の関係性を理解する必要がある。すなわち、それぞれの要件は全く無関係のものではなく、相互に関係しており、それらの要件のどれかがおろそかになってもいけない性格のものだからである。ちなみに、それらの要件の関係性を、図4-1のように示すことができる。

図4-1の左端には矢印を記しており、上方ほど要件の重要度が高いとしているが、これは上の方に位置づけられた要件がおろそかだと、いくらそれ以外の要件が満たされていても、十分に公園の魅力の発揮がされないことを示している。しかしながら、だからと言って、下方の要件が重要ではないという意味ではない。

なお、特に要件1から要件4までは、理想的には要件1から順を追って踏まえていくべき要件である。それは、第一章で紹介した海外事例を見ると理解しやすいが、正しい目的や理念に沿って公園のデザインコンセプトを立案し、さらにそれに基づいて施設の設計をして、具体の実現手段を講じていくというものである。段階的な要件の踏襲はどうしても必要となる。ただし、留意点のところでも述べたが、公園のリニューアル事例などのケースでは、要件2や要件3などから魅力向上の検討を始めることは実際にはありうる。それは、リニューアルが求められているような公園では、公園施設の見直しを行わなければならない課題がそもそも明らかに存在するはずであり、しかも警固公園の治安改善のように、卑近でかつ急を要する課題であることが想定されるからである。

一方で、要件5や要件6については、他の要件との関連性はあるものの、個別に検討することも十分に可能な要件である。例えば、公園の性格や施設を変更する予定はないが、他の観光施設との連携策や、イベント等のソフト施策で公園利用者の増加を図る場合などは、この要件5と要件6をそれぞれ単独で展開することができる。現況の公園緑地の魅力を即効的に向上させるには、これらの要件5と要件6に注目することが推奨される。

なお、要件7は、かなり特殊な要件であり、他の要件との関連性は低いように見える。これは、公園が利用されることによって醸成されてくる魅力や、公園管理者では気づかなかった魅力であるため、要件1からの手順を踏んで導ける要件でもない。しかしながら、公園の観光振興を図りたい場合に、要件1から要件6までに係る事項の手立てを講じても効果が見られなかった場合などは、要件7の観点から公園の魅力の再発見していくことは考えられる。要件7の具体的な留意点は前章に記しているが、公園管理者では気づくことのできなかつた魅力の再発見につながる可能性もありうると考える。

以上のように、図4-1を正しく理解していれば、要件1から要件7までのどの要件に配慮すべきかが見えてくるはずであるが、しかしながら、事例によっては、よくあてはまらない場合もありうるので、その場合は、魅力を向上させる目的から要件を導くことが考えられる。

要件1. 都市における公園の明確な位置づけ

当該場所に本公園が設置されている意味、設置されなければならなかった意義などが明確な公園は独自の魅力を有している。それは、歴史公園のように、すでに存在していた庭園を公園化する場合も同様である。逆に、存在意義が希薄な公園は魅力に乏しく、結果的に観光客の来訪は期待できない。

要件2. 設置目的に合致したデザインコンセプト

たとえ、公園の設置目的が明確であっても、その目的にそぐわない計画やデザインコンセプトが立てられていては十分に公園の設置目的は発揮できない。公園の設置目的に沿ったデザインコンセプトであることは重要な要件である。

要件3. 公園施設デザイン（施設内容含む）

公園設置目的や目的に沿ったデザインコンセプトをさらに現実化するためには、確かな技術に基づいた公園施設デザインが必要である。

（本資料案で取り上げたデザイン手法例）

- ①自然特性活用デザイン、②地域自然環境活用デザイン、③都市の自然環境保全デザイン、④都市のシンボル形成デザイン、⑤歴史的環境保全デザイン、⑥場の記憶保全デザイン、⑦都市の安全性確保デザイン、⑧鎮魂空間形成デザイン、⑨花活用デザイン

要件4. 公園の実現手法

魅力ある公園の実現には、実現するための具体的な手法が必要である。

事業費の確保、民間手法の活用、関係者間の調整、リーディングプロジェクトの導入

要件5. 周辺とのネットワーク形成

公園内の施設内容のみならず、周辺観光施設や周辺市街地との連携が必要である。

- 交通アクセス機能の向上：公共交通機関の充実、インバウンド客への適切な公園アクセス情報の提供等
- 観光ネットワークの形成：周辺観光施設との共通券の販売や相互の情報発信、レンタカーやタクシー利用者の入園料の割引制度、ツアー会社への観光手数料の支払いシステムの導入、行政組織内部での観光部局と公園部局の連携による観光施策の展開
- 周辺市街地との連携：公園内の雰囲気に合わせて周辺市街地の景観整備、公園からの眺望を阻害しない周辺市街地の在り方（規制誘導）、公園の存在による周辺市街地の住環境向上

要件6. ソフトサービス

ハードの整備のみならず、適切な公園利用者や観光客へのソフトサービスが重要である。

- 利用者案内：適切な事前情報の提供（HP等）、公園内での利用者案内
- ICT関連サービス：Free Wi-Fiの導入、音声翻訳機の導入、案内音声アプリの開発など。技術に歩進はは日進月歩のため、今後さらに便利なツールの開発も期待できる。特に多言語対応や、維持管理費軽減につながる。
- イベント：主催者イベント、第三者が実施する持ち込みイベントの開催。持ち込みイベントが参入しやすい環境（ハード、ソフトとも）の充実

要件7. 公園利用によって醸成された魅力

もともと公園計画では想定しなかった使われ方によって公園利用の増進が図られることがある。この要件は想定することや意図した計画に盛り込むことが難しい要件ではあるものの、実際には起こりうることもある。

図4-1 各要件の関係

2. 魅力向上の目的から要件を導く方法

公園の魅力向上の検討の際に、魅力向上を図る目的から要件を導くことが可能である。その想定される目的を、表 4-1 に記載した。本表の目的欄に記された内容に近い行動を起こそうという場合には、該当する目的に合致した要件を導き、その要件の留意事項に沿った検討を行うことが望ましい。

表 4-1 想定される魅力向上の目的に応じた要件の対応表

目 的	参照すべき要件	重要な要件の参照箇所（第三章）	備 考
新規に観光に資する公園緑地を計画する	要件 1～6	P91～112	
既供用公園であるが、大規模に改修を行う	要件 1～7	P91～114	公園の基本的性格自体を見直すケースが該当する
公園の個別施設を新設、もしくは改修を行う	要件 2, 3, 6	P93～105 P111～112	公園の基本的性格を踏襲する
公園の自然特性を活かした新たな施設を整備する	要件 3	P95～105	自然を保全するテーマの公園であることが前提
公園の安全性を向上させて観光振興に寄与する	要件 3	P95～105	
公園の整備・運営において、民間のノウハウを活用する	要件 4, 5, 6	P106～112	
公園と調和した周辺市街地の景観向上を図る	要件 5	P109～110	
言語対応等のインバウンド対策を実施する	要件 6	P111～112	
イベントによって集客を図る	要件 6	P111～112	
想定していなかった公園の活用法を見出す	要件 7	P113～114	

3. 類似の事例から要件を導く方法

本資料案では、海外事例と国内事例の情報から要件が導かれているが、その根拠となっている事例は7つのタイプに分けて分類されている。本分類区分は、我が国の公園ならばどれもどこかに当てはまると考えられ、特に、観光振興に資する公園については合致しやすい区分が見つかるものとする。よって、もしも公園緑地の観光振興上の魅力向上策を図りたい場合には、まずは、検討対象の公園が、7つの区分のどれに該当するかを確認する必要がある。

なお、その場合に留意すべきことは、一つの公園は複数の区分に該当する場合があるということである。例えば、国内事例の海洋博公園は、Ⅶテーマ特化型公園に区分しているが、施設内容はⅤ施設複合型公園の性格も帯びるものであるため、本公園はⅦテーマ特化型公園とⅤ施設複合型公園の双方の性格を有することになる。また、事例では挙げていないが、もしも歴史的遺産である運河などを公園化し、そのほつりを歩けるように設計された公園は、Ⅳ遊歩道公園であるが、同時にⅥ歴史的公園でもある。このため、該当する公園の性格を的確に反映される区分の選定は重要である。もしも複数の区分にまたがる場合には、それぞれの性格を有する公園とみなし、両方の区分に係る箇所を参照にしなければならない。該当する公園の区分が決まったら、同じ区分

の参考事例が掲載された該当箇所を参照されることを勧める。掲載ページは、本資料の目次にタイプ別の頁数が記されている。

4. 自己診断表に基づく評価方法

公園緑地の魅力向上のための要件を導く方法として、検討対象の公園緑地の自己診断を行うことによって、補強すべき要件を明らかにするという方法も有効である。具体的には、次頁の表4-2を用いて、各要件に該当する事項を書き出し、整理したどの要件が弱いかを診断するものである。評価欄については、自己診断にて記載することも可能だが、学識経験者等の第三者が記載することも可能である。本表によって、補強が必要とみなされる要件については、類似のタイプの公園緑地の事例等を参考にして、魅力向上策の検討に資することが望ましい。

表 4-2 自己診断表

要件	小要件	該事項記載欄	評価欄
1 都市における公園の明確な位置づけ	/		
2 設置目的に合致したデザインコンセプト	/		
3 公園施設デザイン(施設内容含む)	/		
4 公園の実現手法	/		
5 周辺とのネットワーク形成	交通アクセス機能の向上		
	観光ネットワークの形成		
	周辺市街地との連携		
6 ソフトサービス	利用者案内		
	ICT 関連サービス		
7 公園利用によって醸成された魅力	イベント		
	/		